

第 201 回競技委員会議事録

1. 日 時：2009 年 8 月 5 日（水）18 時 00 分～20 時 30 分
2. 会 場：連盟本部事務局
3. 出席委員：清水康裕委員長、寺本直志、古田一雄、斉藤千鶴乃、西田奈津子、山菅昭夫、田中陵華、仲村篤志
以下委任状：平田眞、林伸之、佐々部君敏
オブザーバー：大政哲人
委員総数 11、定足数 8、出席 11（内委任状 3）で成立。
4. 議事の経過及び結果：清水康裕委員長を議長に議事を逐一審議した。

第 1 号議案 上告委員会名簿の作成に関して

- 2006,2007 年度上告委員リストをもとに 2009 年度上告委員名簿を作成した。名簿は各ブリッジセンターに送付する。来年度の上告委員名簿に関しては、競技委員改選年度に当たるので委員の追加があり得ることを明記して 2010 JCBL HANDBOOK に掲載することとした。

第 2 号議案 クラブディレクター認定報告

- 以下 5 名のクラブディレクター認定が事務局から報告された。

C-00934 勝部 俊宏 75569
C-00935 渡辺 啓 101611
C-00936 水田 由美子 110817
C-00937 佐藤 貴幸 177890
C-00938 坂井 真知子 186003

第 3 号議案 ウィメンズリジョナルの受付およびフライト分けに関して

- 東京地区で年 3 回開催されているウィメンズリジョナルは、フライト毎に競技会場が割り振られる。参加者は（遠隔などの理由を問わず）、試合申し込み時に特定会場での参加を拒否する希望が出来る。拒否した会場に割り当てられたときには、参加を取消するか、フライト A 会場に参加するしかなかった。
当該競技会はリジョナルレーティングなので参加料が高価く、また、センター主催セクショナルが多く開催されている現状もあって、参加者が減少している。参加促進のために事務局から以下の提案があり、これを承認した。
(1)参加を拒否する会場を 2 つまで希望できる。(2)拒否した会場に割り当てられたときには、ひとつ上のフライトの別会場なら参加を認める。(3)フライト A への参加希望は今まで通りできる。(4)それ以外のフライトへの参加希望はできない。

第 4 号議案 WBF シニアポイントの換算について

- 現行規定では WBF マスターポイント (WBFMP) を JCBL レッドポイントに換算する場合は 40% を乗じている。WBF シニアポイント (WBFSP) の換算は 40% を乗じ、さらに係数 12/16 (参加制限係数) を乗じている。「World Bridge Games に於いて WBF シニアポイントは、もともとオープンやウィメンズの WBF マスターポイントに比べて発行点が少ないので、二重に係数を乗じていることにはならないか」という問い合わせがあった。

以下、参考資料。

1. 各選手権のマスターポイント比較

	Open	Women's	Senior
World Bridge Games	1000 WBFMP	700 WBFMP	450 WBFSP
World Team Championships	800 WBFMP	800 WBFMP	600 WBFSP
World Bridge Series	600 WBFMP	450 WBFMP	600 WBFSP

2. 上記 World Bridge Games のマスターポイントは参加チーム数の多寡をも反映している。
3. WBF 認定マスター位制度の点数

World International Master : 350 WBFMP

Senior International Master : 350 WBFSP

World Master : 150 WBFMP

Senior Master : 150 WBFSP

WBFMP と WBFSP は全く別に取り扱われている。

WBF はマスターポイントをシニア係数で乗じて決めているわけではない。

以上 2 つの理由により、WBFSP を JCBL レッドポイントに換算するにあたっては、現状通りに 12/16 の係数を乗じることが妥当であると再確認した。

第 5 号議案 コンベンションリスト D/E/F の具体例文書の作成提案に関して

○本件はナショナルディレクター養成プロジェクトからの要請である。

コンベンションリスト D/E/F は WBF システムポリシーの邦訳に於いて十分に解説されているということで合意した。ディレクター候補者から質問などがあったときには、改めて対応することとした。

第 6 号議案 喫煙規定違反に関する再犯に関しての詳細な規定作成提案に関して

○本件はナショナルディレクター養成プロジェクト宮国座長からの要請である。

2008 年 12 月 3 日 第 196 回競技委員会 4 号議案にて審議済みで、理事会へも議事録にて報告されている。

*** 第 196 回競技委員会議事録より抜粋 ***

○理事会に於ける「喫煙および電子機器の使用に関する故意の再犯と、ディレクター侮辱のペナルティに関する質問」に関して

「ディレクター侮辱罪」という項目はブリッジの規則には無い。第 74 条「振る舞いとエチケット」、第 90 条「手順上のペナルティ」などの条項が該当する。故意の再犯に対しては第 72 条「一般原則」に「ペナルティを受け入れる意志があっても故意に違反をしてはならない」とある。これに従い、ディレクターが状況に応じて、手順上のペナルティまたは規律違反罰則を与える。以上は現行の諸規則規定に明記されている。

*** 抜粋終了 ***

○全く別の競技会における喫煙規定の違反を「再犯」として取り扱うことは、ブリッジの規則で認められるディレクターの裁量を超えることが確認された。

○ディレクターが、参加者から喫煙規定違反の指摘があったが、現場を確認できなかったためペナルティを科さなかったことが報告された。ペナルティを科すにはディレクターによる事実の確認が必要であることで合意がされた。

第 7 号議案 その他議案

○2009 年 6 月 6 日から 7 月 18 日までの上告 3 案件の裁決に関して意見を交換した。

次回競技委員会は 10 月 7 日（水）18 時 00 分からの開催を予定する。

以 上